

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

議会運営委員会委員長 近藤 智昭

長崎県議会議長 徳永 達也 様

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（案）

目次

第1編 関係条例の一部改正（第1条・第2条）

第2編 経過措置

第1章 通則（第3条・第4条）

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第5条）

第3章 その他（第6条）

附則

第1編 関係条例の一部改正

（長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例(昭和29年長崎県条例第47号)の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。 (1)及び(2) 略 3～5 略 （期末手当） 第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定め	（公務旅費） 第5条 略 2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、その額は職員の旅費に関する条例の規定を準用し、車賃の額は次に掲げる旅行の区分に応じそれぞれ次に定める額とする。 (1)及び(2) 略 3～5 略 （期末手当） 第7条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定め

る日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し（拘禁刑以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除く。）、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 略

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職した議員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給の一時差止めを受けた者（同条第2項の規定によりその支給を一時差し止めた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第7条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当は、その支給を一時差し止める。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差止めを受けた者に対して、その支給を一時差し止めた期末手当を支給する。

る日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職し（禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除く。）、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した議員（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 略

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたため地方自治法第127条第1項の規定により失職した議員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した議員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給の一時差止めを受けた者（同条第2項の規定によりその支給を一時差し止めた期末手当を支給することとされた者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第7条の3 支給日に期末手当を支給することとされていた議員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当は、その支給を一時差し止める。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 前項の規定による期末手当の支給の一時差止め（以下「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、一時差止めを受けた者に対して、その支給を一時差し止めた期末手当を支給する。

(1) 一時差止めを受けた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件 に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかった場合	(1) 一時差止めを受けた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件 に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかった場合
(2) 略	(2) 略

(長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年長崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号。<u>第20条において</u>「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11及び12 略 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号。<u>以下</u>「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11及び12 略 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条の規定</u>は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)及び(3) 略

3 略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする

略		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
略		

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 略

(2)及び(3) 略

3 略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自

保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条 略

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

（訂正請求の手續）

第32条 略

2 略

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手續）

第39条 略

2 略

己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（訂正請求権）

第31条 略

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 略

（訂正請求の手續）

第32条 略

2 略

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 略

（利用停止請求の手續）

第39条 略

2 略

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第7条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 その他

（経過措置の規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、同条第13項の改正規定、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定 公布の日
- (2) 長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の改正規定（同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）等の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。